

車の養成講座

其の2 車と恋愛、
どちらも距離感を
大事にすること。



其の3

ながら運転は
カラオケぐらいにとどめること。
歌詞カードは見ないこと。



其の4

飲む時は
ハンドルキーパーに徹すること。
日本代表を目指すこと。



其の5

早めのライトをつけること。
ライトに負けないよう、
内面からも輝きを放つこと。



其の6

時間にゆとりを持って
運転すること。
あえてのフライングに
挑戦すること。



スポーツでのフライングは禁止ですが、早めの出発(フライング)は大歓迎。時間にゆとりがあるとイライラもせず、心にもゆとりを持った運転ができます。早めの出発時間の設定や、準備を前もってしておくなど、ゆとり運転を始めましょう。

交通事故は、夕暮れ時から夜間に多く発生する傾向があります。夕暮れ時は薄暗くなり、車や自転車、歩行者が見えにくくなります。ライトを点灯することで、自転車や歩行者が見えやすくなることに加え、車自身を周囲に見えやすくすることが出来ます。思いやりのライト点灯を心がけ、自分自身を磨いてライトに負けない輝きを。

飲み会の時は、強い意志をもってハンドルキーパー日本代表を目指しましょう。お酒を飲むならば帰る方法をきちんと計画し、試合(飲み会)に臨みましょう。お酒を飲んだ次の日の朝も注意しましょう。

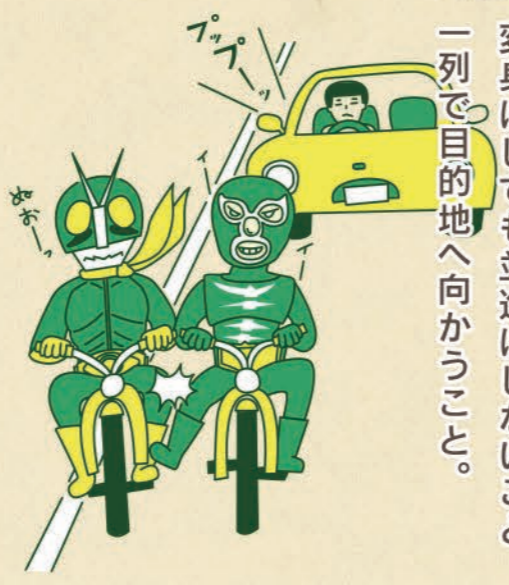
酒酔い運転は「100万円以下の罰金か5年以下の懲役」、酒気帯び運転は「50万円以下の罰金か3年以下の懲役」など厳罰化されています。違反点数も酒酔いは35点、酒気帯びは体内アルコール濃度に応じて25点か13点と免許取り消しもしくは停止の処分を受けることになります。

「5万円以下の罰金か3か月以下の懲役」だった罰則が、12月1日から「30万円以下の罰金か1年以下の懲役」に改正され、事故を起こしていないケースでも罰金10万円以下か懲役6か月以下の可能性があり、反則金も普通車については現行の3倍「18,000円」に引き上げられます。違反点数も3点になります。

一人一人のちょっとした心がけが
交通安全への第一歩です。

自転車の養成講座

其の7 変身はしても並進はしないこと。
一列で目的地へ向かうこと。



他の自転車と並んで通行することはできません。交通ルールを守って、ヒーローに変身しましょう。

違反すると、2万円以下の罰金又は料金の罰則があります。

其の8 雨の日の自転車は、
カッパコーデを極めること。
傘さし運転はしないこと。



傘さし運転ではとっさに止まることが難しくなり、危険を回避することができません。視界も悪くなります。雨の日に自転車を運転しなければならないときは、カッパを着用!いっそ、コーディネートは極めてみては?

傘さし運転をすることは、道路交通法違反となり、5万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

其の10 夜間の散歩はイルミネーションに
負けない格好で出かけること。



夜間の歩行者は、自分が思っている以上に車から発見づらいです。12月はクリスマス。イルミネーションに負けないぐらい派手な格好で出かけましょう。反射材などの利用も効果的ですが、服の色を「白」や「黄色」などにする事で車から認識しやすくなります。

其の11 歩きスマホはしないこと。
自然の移り変わりを
楽しむこと。



つついスマートフォンを見ながら歩いていませんか?前を見ないで歩くと思わぬ事故にあったりケガをする可能性があります。せっかくならば、周りを見たり自然を感じながら気持ちよく歩いてみませんか?

其の9 原則、車道の
左側を走ること。
逆走(右側通行)の
危険性を感じる!こと。

自転車は、軽車両ですので、歩道と車道の区別のあるところは、原則、車道の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を走ってよいのは、道路標識で指定された場合、運転者が13歳未満の場合、運転者が70歳以上の場合、車道通行に支障がある身体障がい者である場合などです。

逆走(右側通行)は、違反です。3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

其の12 雨の日の視界の悪さを
甘くみないこと。
傘の扱いにも
注意すること。



雨の日は、濡れないように傘に隠れてしまうことで歩行者の視界が悪くなります。また、車の視界も悪くなるため、お互いに気づきにくい状態であることに注意しましょう。歩行者も車もお互いを思いやり、気持ちは晴れ晴れと通行しましょう。

歩行者の養成講座